

広島市規則第59号

令和8年4月24日

広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則

広島市立看護専門学校学則（平成5年広島市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第7条中「のいずれかに該当する」を「に掲げる学科の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 第二看護学科 准看護師であって、学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業したものその他同法第90条第1項に規定するもの（入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第8条の免許を得た後3年以上業務に従事している者に限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。